

平成 29 年 10 月 26 日

各位

外国投資法人名 イーティーエフエス・コモディティ・セキュリティーズ・
リミテッド
代 表 者 グラハム・タックウェル
管 理 会 社 名 **ETF** セキュリティーズ・マネジメント・カンパニー
リミテッド (管理会社コード 16724)
代 表 者 グラハム・タックウェル
問 合 せ 先 TMI 総合法律事務所
担 当 者 中川秀宣 (TEL 03-6438-5660)

主要な契約の一部変更に関するお知らせ

ETF セキュリティーズ・マネジメント・カンパニー・リミテッドを管理会社に、イーティーエフエス・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド (以下、「本発行体」といいます。) を外国投資法人として東京証券取引所に上場する以下の ETF 銘柄 (以下、総称して「本 ETF 銘柄」といいます。) について、本発行体は、主要な契約の一部を、下記のとおり変更 (以下、「本変更」といいます。) することを決定しましたのでお知らせします。

銘柄	コード
ETFS 総合上場投資信託 (商品 ETF)	1684
ETFS エネルギー上場投資信託 (エナジー ETF)	1685
ETFS 産業用金属上場投資信託 (メタル ETF)	1686
ETFS 農産物上場投資信託 (アグリ ETF)	1687
ETFS 穀物上場投資信託 (穀物 ETF)	1688
ETFS 天然ガス上場投資信託 (ガス ETF)	1689
ETFS WTI 原油上場投資信託 (原油 ETF)	1690
ETFS ガソリン上場投資信託 (ガソリン ETF)	1691
ETFS アルミニウム上場投資信託 (アルミ ETF)	1692
ETFS 銅上場投資信託 (銅 ETF)	1693
ETFS ニッケル上場投資信託 (ニッケル ETF)	1694
ETFS 小麦上場投資信託 (小麦 ETF)	1695
ETFS とうもろこし上場投資信託 (コーン ETF)	1696
ETFS 大豆上場投資信託 (大豆 ETF)	1697

(注 1) 本プレスリリースで使用され、別途定義されていない用語は、ETFS クラシック・長期型コモディティ証券に関しては 2017 年 10 月 2 日付の本発行体の目論見書において定義されている意味を有しません。

記

1. 変更の理由及び概要

(1) シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドとのファシリティ契約の効力発生日の決定

本発行体は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド (Citigroup Global Markets Limited。以下、「CGML」といいます。) との間でファシリティ契約 (以下、「CGML ファシリティ契約」といいます。) を締結しているところ、平成 29 年 8 月 8 日付の「主要な契約関係法人の一部変更に関するお知らせ」と題するプレスリリース (以下、「前回プレスリリース」といいます。) にてお知らせしたとおり、CGML ファシリティ契約の効力発生日 (以下、「本効力発生日」といいます。) は、平成 29 年 7 月 3 日から 30 日以上後の日で本発行体が決定する日とされておりました。そこで、本発行体は、本効力発生日を平成 29 年 10 月 24 日とすることを決定しました。

(2) UBS AG とのファシリティ契約に基づく商品契約の強制償還日の決定

本発行体は、UBS AG (以下、「UBS」といいます。) との間でファシリティ契約 (以下、「UBS ファシリティ契約」といいます。) を締結しているところ、前回プレスリリースにてお知らせしたとおり、CGML との間で、UBS との商品契約を CGML との同等の商品契約に置き換える旨合意しています。そこで、本発行体は、UBS ファシリティ契約に基づく商品契約の強制償還日 (以下、「本強制償還日」といいます。) につき、本効力発生日と同日とすることを決定しました。本発行体は、本強制償還日以降、必要に応じて、UBS ファシリティ契約の終了日を開示します。

なお、本発行体は、UBS ファシリティ契約の終了に関する前提条件を放棄しました。かかる放棄の影響について、証券所持人は以下の点にご留意ください。

- ・ 本効力発生日まで (同日を含みません。)、証券所持人は、MLCI 及び UBS のリスクに間接的にさらされます。
- ・ 本効力発生日から (同日を含みます。)、UBS ファシリティ契約の終了日まで (同日を含みません。)、証券所持人は、MLI、UBS 及び CGML のリスクに間接的にさらされます。
- ・ UBS ファシリティ契約の終了日から (同日を含みます。)、証券所持人は、MLI 及び CGML のリスクに間接的にさらされます。

(3) メリル・リンチ・コモディティズ・インクとの商品契約のメリル・リンチ・インターナショナルへの更改

本発行体は、前回プレスリリースにてお知らせしたとおり、メリル・リンチ・インターナショナル (Merrill Lynch International。以下、「MLI」といいます。) 及びメリル・リンチ・コモディティズ・インク (Merrill Lynch Commodities, Inc.。以下、「MLCI」といいます。)

ます。)との間で更改契約(以下、「本更改契約」といいます。)を締結しているところ、本効力発生日に本更改契約の効力を発生させることを決定しました。

2. 変更の年月日

平成29年10月24日

3. 今後の見通し

本変更が本ETF銘柄の今後の運用成績に与える影響は軽微であると見込んでおりますが、公表すべき事実が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上